

核融合科学研究所ユニット長会議規則

制 定 令和5年2月28日 核研規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、核融合科学研究所組織運営規則（令和4年核研規則第4号。以下「組織運営規則」という。）第16条第4項に基づき、ユニット長会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) プラットフォーム等、研究所が有する研究教育施設の計画及び運用に関する事項
- (2) 研究部の人員に関する事項
- (3) 研究部の予算に関する事項
- (4) その他、研究所の学術経営に関し必要な事項

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所長
 - (2) 副所長
 - (3) 研究部長
 - (4) ユニット長
 - (5) 核融合科学学際連携センター長
 - (6) プラットフォーム企画室長
 - (7) 研究教育改善室長
 - (8) その他所長が必要と認めた者
- 2 前項第8号に規定するその他所長が必要と認めた者は、ユニットの運営に関する重要な案件について審議する必要があると議長が認めたとき、研究所の職員から、所長が指名する。

(会議の運営)

第4条 議長は、研究部長とし、会議を招集する。

- 2 会議は、定期に開催するほか、会議の構成員が開催を求めたとき、又は学術経営会議が諮問した事項等について議長が会議の開催が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 3 前各項のほか、会議の審議方法に関し必要な事項については、別に定める。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。